

公立大学法人宮城大学特定個人情報取扱規程

平成 27 年 12 月 24 日

規程第 1 4 2 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
 - 第 2 章 安全管理措置
 - 第 1 節 組織的安全管理措置（第 6 条－第 1 3 条）
 - 第 2 節 人的安全管理措置（第 1 4 条・第 1 5 条）
 - 第 3 節 物理的安全管理措置（第 1 6 条－第 1 8 条）
 - 第 4 節 技術的安全管理措置（第 1 9 条－第 2 2 条）
 - 第 3 章 特定個人情報の取得（第 2 3 条・第 2 4 条）
 - 第 4 章 特定個人情報の利用（第 2 5 条・第 2 6 条）
 - 第 5 章 特定個人情報の保管（第 2 7 条）
 - 第 6 章 特定個人情報の提供（第 2 8 条・第 2 9 条）
 - 第 7 章 特定個人情報の開示，訂正及び利用停止等（第 3 0 条－第 3 2 条）
 - 第 8 章 特定個人情報の廃棄及び削除（第 3 3 条）
 - 第 9 章 特定個人情報の業務委託（第 3 4 条）
 - 第 1 0 章 雑則（第 3 5 条－第 3 7 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は，公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）が，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）及び個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき，法人における特定個人情報の適正な管理及びその取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 個人情報保護条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する個人情報をいう。
- 二 個人情報ファイル 個人情報保護条例第 2 条第 1 項第 5 号に規定する行政文書で，個人情報を含む情報の集合物であって，次に掲げるものをいう。
 - イ 一定の事務の目的を達成するために法人が保有する特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

- ロ 一定の事務の目的を達成するために、氏名、生年月日、その他の記述等により法人が保有する特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 三 個人番号 番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- 四 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- 五 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- 六 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号利用法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- 七 個人番号利用事務実施者 個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 八 個人番号関係事務 番号利用法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- 九 個人番号関係事務実施者 個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 十 事務取扱担当者 法人が取得した特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員をいう。

(対象範囲)

第3条 この規程において取り扱う特定個人情報の対象範囲は、次の各号のとおりとする。

- 一 法人の役員及び職員（常勤及び非常勤のものをいう。以下「役職員」という。）
- 二 役職員の扶養親族
- 三 法人に人的役務の提供をする者及び役職員の依頼により役務等の提供を行う者（以下「個人事業主等」という。）
- 四 宮城大学に在籍する学生（研究科研究生を含む。以下「学生」という。）

(法人が取得した特定個人情報を取り扱う事務の範囲)

第4条 法人が特定個人情報を取り扱う範囲は、次の各号に掲げる事務に限るものとし、当該事務以外の目的には使用できないものとする。

- 一 所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法律により行う事務
- 二 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律により行う事務
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）により行う事務
- 四 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行う事務
- 五 健康保険法（大正11年法律第70号）により行う事務
- 六 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）により行う事務
- 七 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）により行う事務

- 八 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）により行う事務
- 九 その他、番号利用法及びその関係法令により行うこととされた事務

（特定個人情報の範囲）

第 5 条 前条において法人が取り扱う特定個人情報は、以下のとおりとする。

- 一 第 3 条各号に規定する者から、番号利用法第 16 条に基づく本人確認を実施する際に提示を受けた本人確認書類の写し及び個人番号が記載された申告書並びに当該書類の記載情報
- 二 法人が行政機関等に提出するために作成した個人番号が記載された届出書等及びこれらの控え並びに当該書類の記載情報
- 三 その他個人番号と関連付けて保存される情報

第 2 章 安全管理措置

第 1 節 組織的安全管理措置

（特定個人情報保護総括責任者等）

第 6 条 法人に、特定個人情報保護総括責任者を置き、理事長をもって充てる。

- 2 特定個人情報保護総括責任者は、次に掲げる事項その他法人における特定個人情報に関するすべての権限と責務を有する。
 - 一 この規程に基づき特定個人情報の取扱いを管理する上で必要とされる事項の決定及び実施
 - 二 特定個人情報に関する安全対策の実施
 - 三 特定個人情報の適正な取扱いの維持、推進等を目的とした諸施策の策定及び実施
 - 四 特定個人情報が漏えいした場合の対応策の策定及びその対応
- 3 法人に、法人が取得した特定個人情報を適切に管理させるため、特定個人情報保護責任者を置き、事務局長をもって充てる。
- 4 特定個人情報保護責任者は、事務局職員の中から事務取扱担当者を任命し、及びこれを解任することができる。
- 5 特定個人情報保護責任者は、前項の規定により事務取扱担当者を任命又は解任したときは、事務取扱担当者任命等名簿（別記様式）により、理事長に報告するものとする。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第 7 条 法人が、特定個人情報ファイルを作成することができるのは、第 4 条に規定する個人番号関係事務を処理するために必要な場合又は番号利用法第 19 条第 12 号及び 14 号から第 16 号までの規定のいずれかに該当する場合に限る。

（特定個人情報の運用の確認及び運用記録）

第 8 条 事務取扱担当者は、特定個人情報の取扱い状況を明確にするため、次に掲げる事項について、その取扱い実績を記録し、その記録を一定の期間保管する。

- 一 特定個人情報の取得及び特定個人情報ファイルへの入力状況
- 二 特定個人情報ファイルの利用及び出力状況
- 三 書類及び媒体等の持出し状況
- 四 特定個人情報ファイルの削除又は廃棄状況
- 五 削除又は廃棄を委託した場合において、これを証明する記録等状況
- 六 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合において、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

（特定個人情報の取扱状況の確認）

第9条 特定個人情報保護責任者は、法人における特定個人情報の取扱いが関係法令及びこの規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。

- 2 特定個人情報保護責任者は、定期的に前条に規定する記録の内容を確認する。

（体制の見直し）

第10条 特定個人情報の取扱いに関する安全対策のための諸施策については、必要に応じて見直しを行い、改善を図るものとする。

（事案等の報告及び再発防止措置）

第11条 役職員は、特定個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は兆候（以下「事案等」という。）が発生した場合には、速やかに、特定個人情報保護責任者に報告する。

- 2 特定個人情報保護責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 特定個人情報保護責任者は、事案等の発生した経緯、被害状況等を調査し、特定個人情報保護総括責任者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに、特定個人情報保護総括責任者に当該事案等の内容等について報告するものとする。
- 4 特定個人情報保護責任者は、事案等の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、その結果を特定個人情報保護総括責任者に報告しなければならない。
- 5 特定個人情報保護総括責任者は、事案等を把握した場合には、事実関係及び再発防止対策等について、速やかに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第59条に規定する個人情報保護委員会に報告するものとする。

（公表等）

第12条 特定個人情報保護総括責任者は、事案等の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案等に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

（監査）

第13条 内部監査責任者（公立大学法人宮城大学監事監査・内部監査規程（平成21年宮城大学規程第17号）第8条第1項に規定する者をいう。）は、特定個人情報の管理の状況について、定期的に、又は随時に監査を行い、その結果を特定個人情報保護総括責任者に報告する。

第2節 人的安全管理措置

（事務取扱担当者に対する監督等）

第14条 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報がこの規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して、必要かつ適切な指導及び監督を行うものとする。

（研修の実施）

第15条 特定個人情報保護総括責任者は、役職員及び学生に対し、特定個人情報の適切な取扱いについて理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。

2 特定個人情報保護責任者は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報の適切な管理、運用及びセキュリティ対策等に関して必要な研修を行う。

第3節 物理的安全管理措置

（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）

第16条 特定個人情報の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）及び特定個人情報ファイルを取り扱う事務を実施する区域（以下「管理区域」という。）については、次の各号に掲げる手法を用いて、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

- 一 取扱区域に関する措置として、書類の適切な管理及び座席配置の工夫等
- 二 管理区域に関する措置として、入退室管理及び使用機器の制限等

（盗難等の防止）

第17条 特定個人情報保護責任者は、法人が取得した特定個人情報を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 特定個人情報を取り扱う機器、電子媒体又は書類等については、施錠できるキャビネット、書庫等に保管すること。
- 二 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム機器については、セキュリティワイヤー等により固定すること。

（電子媒体等による漏えいの防止）

第18条 特定個人情報が記録された電子媒体又は書類等の持出し（特定個人情報を管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、学内の移動も含む。）については、次に掲げる場合を除き

禁止する。

- 一 行政機関等への法定調書の提出等法人が実施する個人番号関係事務に関して、個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合
 - 二 個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内で特定個人情報ファイルのデータを提供する場合
 - 三 特定個人情報保護責任者が必要であると認める場合
- 2 事務取扱担当者は、電子媒体にあつてはパスワードの設定、書類等にあつては封筒に封入して搬送する等、情報の漏えい、紛失又は盗難等を防ぐ対策を講ずるものとする。

第4節 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第19条 法人は、情報システム機器を使用して個人番号関係事務を行う場合において、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、次の各号に掲げるアクセス制御を行うものとする。

- 一 特定個人情報を取り扱う情報システムをアクセス制御により限定する。
- 二 パスワード等により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

(アクセス者の識別と認証)

第20条 特定個人情報を取り扱う情報システムは、パスワード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。

(不正アクセスの防止)

第21条 特定個人情報保護総括責任者は、特定個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止及び検知するため、ファイアウォール等の設置による経路制御、アクセスログの定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

(情報漏えいの防止)

第22条 特定個人情報保護総括責任者は、不正プログラムによる特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、セキュリティ対策ソフトウェアの導入、ソフトウェアのアップデート等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 特定個人情報保護総括責任者は、特定個人情報の漏えい等の防止のため、通信経路の暗号化、データの暗号化等の措置を講ずるものとする。

第3章 特定個人情報の取得

(個人番号の提供の取得及び提供の求め)

第23条 法人は、第4条に規定する個人番号関係事務を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者に対し個人番号の提供を求めることができるものとする。

2 理事長は、第3条に掲げる者から特定個人情報を取得する場合には、文書で依頼し、同意書の提出を得てこれを取得するものとする。

3 前項の規定により特定個人情報を取得した者から特定個人情報の内容に変更が生じた旨の申出があった場合には、その申出をもって特定個人情報を取得したものとみなして、その変更に関する証明書類等を事務取扱担当者が確認した上で、既に取得している特定個人情報ファイルを修正するものとする。

4 前2項に定めるもののほか、役職員及び学生が申請者若しくは申告者となつて行う各種申請若しくは申告の手続き（以下「各種申告等」という。）の全部又は一部を法人が行う場合において、その各種申告等の所定の用紙に特定個人情報の記載があるときは、第1項に規定する手続きを経て個人番号を取得したものとみなす。この場合において、取得した特定個人情報に変更が生じた旨の申出があるときは、その申出により特定個人情報ファイルの修正を行うものとする。

（本人確認）

第24条 事務取扱担当者は、特定個人情報を取得したときは、番号利用法第16条の規定に基づき、役職員、個人事業主等又は学生の個人番号及び身元確認を行うものとする。この場合において、代理人については、同条に定める方法により当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

第4章 特定個人情報の利用

（特定個人情報の利用制限）

第25条 法人は、第4条に定める事務の範囲内でのみ特定個人情報を利用するものとし、本人の同意があつたとしても利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があるとき、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（特定個人情報を利用目的以外の目的で利用することによって、本人又は第三者の権利又は利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く。）は、この限りでない。

（複製等の制限）

第26条 事務取扱担当者は、利用目的の範囲内であっても、次に掲げる行為については、特定個人情報保護責任者の指示に従い行わなければならない。

- 一 特定個人情報の複製
- 二 特定個人情報の送信
- 三 特定個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

四 その他特定個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

第5章 特定個人情報の保管

(特定個人情報の正確性の確保)

第27条 法人は、第4条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならないものとする。

2 法人は、関係法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、当該書類のみならず、当該書類を作成するシステム内においても保管することができるものとする。

3 前項の規定は、番号利用法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類の写し、法人が行政機関等に提出する書類の控え及び当該書類を作成する上で法人が受領する個人番号が記載された各種申告等の所定の用紙についても準用するものとし、第2章に規定する安全管理措置を適切に講ずるものとする。

第6章 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供の制限)

第28条 法人は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報を第三者に提供しないものとする。

(オンライン結合による提供の制限)

第29条 理事長は、個人情報取扱事務について電子計算機を利用して処理する場合で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利又は利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（以下「オンライン結合」という。）により個人情報を法人以外のものに提供してはならない。

2 理事長は、オンライン結合による個人情報の法人以外のものへの提供を開始しようとするときは、あらかじめ公立大学法人宮城大学情報公開規程（平成21年宮城大学規程第13号）第4条の規定により設置された情報開示室の意見を聞かなければならない。この提供の内容を変更しようとするときも、同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令に定めのあるとき。

三 人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

四 出版、報道等により公にされているとき。

五 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全及び秩序の維持を目的として警察庁に提供するとき。

第7章 特定個人情報の開示、訂正及び利用停止等

(特定個人情報の開示)

第30条 理事長は、公立大学法人宮城大学個人情報の保護に関する規程（平成21年宮城大学規程第14号。以下「個人情報保護規程」という。）第7条各号に規定する者（以下「本人等」という。）から当該本人等が識別される特定個人情報を含む法人が保有する個人情報について開示を求められたときは、個人情報保護規程に規定する所定の手続き及び方法により、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、本人等が開示を求めてきた範囲内でこれに応じるものとする。この場合において、番号利用法第19条各号のいずれかに該当しないときには、個人番号は開示しないものとする。

(特定個人情報の訂正)

第31条 理事長は、本人等から開示を受けた自己に係る個人情報が事実と合致していないとして、法人が保有する個人情報（個人番号及び氏名に限る。）に係る訂正を求められたときは、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報が事実と合致していないと認めるときには、当該個人情報の利用目的の範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。ただし、法令に定めのあるとき、その他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りではない。

(特定個人情報の利用等の停止)

第32条 本人等は、開示を受けた自己に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長に対して当該各号に定める措置を請求することができる。

- 一 番号利用法第19条各号の規定に違反して収集され、第4条に規定する目的以外で利用されているとき、第9条の規定に違反して保有されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去
- 二 第25条の規定又は第27条の規定に違反して利用又は提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

第8章 特定個人情報の廃棄及び削除

(特定個人情報の廃棄及び削除)

第33条 法人は、個人番号関係事務を行う必要がなくなった場合又は法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて、個人番号をできるだけ速やかに削除又は廃棄するものとする。

- 一 書類を廃棄する場合には、焼却又は溶解等の復元不可能な手段を採用すること。
- 二 機器及び電子媒体等を廃棄する場合には、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用すること。
- 三 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報を削除する場合には、容易に復元できない手段を採用すること。

- 2 個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。この場合において、これらの作業を業務委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、文書等により確認するものとする。
- 3 事務取扱担当者は、前2項の規定に基づく削除又は廃棄が行われたときは、速やかに、特定個人情報保護責任者の確認を経た上で、特定個人情報保護総括責任者に報告するものとする。

第9章 特定個人情報の業務委託

(業務委託)

第34条 理事長は、個人番号関係事務の全部又は一部を業務委託することができるものとする。

- 2 理事長は、前項の委託を実施する場合には、番号利用法に基づき法人が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。
- 3 個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、業務委託に係る個人番号関係事務実施者における安全管理措置（別記）に掲げる安全措置が講じられるかについて確認するとともに、契約締結後も必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 個人番号関係事務実施者は、理事長の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。この場合において、前項の規定は再委託した者に対しても準用するものとする。

第10章 雑則

(苦情等への対応)

第35条 特定個人情報の取扱いに関する苦情等があったときは、適切に対応する。

- 2 特定個人情報保護総括責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

(処分)

第36条 法人は、職員が番号利用法に定める法令違反等の不正行為をした場合には、公立大学法人宮城大学就業規則（平成21年宮城大学規則第3号）に基づき処分を行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、番号利用法に定める法令違反等の不正行為をした者に対しては、法令、契約等に照らして処分を行うものとする。

(委任)

第37条 この規程に定めるもののほか、特定個人情報の管理及び取扱いに関し必要な事項については、宮城県の例により理事長が別に定める。

附 則（H27.12.24 第104回理事会）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（H29.5.24 第 122 回理事会）

この規程は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（H30.5.23 第 137 回理事会）

この規程は、平成 30 年 5 月 23 日から施行し、改正後の公立大学法人宮城大学特定個人情報取扱規程の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別記（第34条関係）

業務委託に係る個人番号関係事務実施者における安全管理措置

- 1 公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）は、個人番号関係事務の全部又は一部の業務を委託（以下「業務委託」という。）する場合には、法人が果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 2 理事長は、業務委託の委託先の選定に際し、以下の事項について特定個人情報の保護に関して法人が果たすべき安全管理措置と同等か否かについて、あらかじめ確認する。
 - （1）委託先の設備
 - （2）技術水準
 - （3）従業者（事業者の組織内にあつて直接又は間接に事業者の指揮監督を受けて、事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣社員等を含む。）に対する監督及び教育の状況
 - （4）委託先の経営状況
- 3 理事長は、業務委託契約の内容に、以下の規定等を盛り込まなければならない。
 - （1）秘密保持義務に関する規定
 - （2）事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
 - （3）特定個人情報の目的外利用の禁止
 - （4）再委託に関する条件
 - （5）漏えい事案が発生した場合の委託先の責任に関する規定
 - （6）委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する規定
 - （7）特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する規定
 - （8）従業者に対する監督及び教育に関する規定
 - （9）契約内容の遵守状況に係る報告の徴収に関する規定
 - （10）法人の委託先に対する実地調査に関する規定

